

知多市告示第 6 2 号

令和 4 年知多市告示第 1 1 1 号（知多市道路占用料条例第 2 条第 3 項の規定に基づく特別占用料額に関する告示）を次のように改正する。

令和 7 年 4 月 1 日

知多市長 宮 島 壽 男

占用物件の種類及び区分の減額率の表を次のように改める。

占用物件の種類及び区分		減額率
条例第 2 条第 3 項第 1 号及び 2 号に掲げるもの		1 0 0 %
条例第 2 条第 3 項第 3 号に掲げるもの	架空の道路縦断電線及び電話線のうち、その支持物が道路区域外にあって電線及び電話線（腕木を含む。）のみが占用するもの	1 0 0 %
	架空の道路横断電線及び電話線のうち、その支持物が道路の区域外にあって電線及び電話線のみが占用するもの	1 0 0 %
	架空の各戸引込電線及び電話線	1 0 0 %
	各戸引込地下埋設管	1 0 0 %
条例第 2 条第 3 項第 4 号から 6 号に掲げるもの		1 0 0 %
条例第 2 条第 3 項第 7 号に掲げるもの	各戸引込地下埋設管及び支管（内径 0. 0 6 3 メートル以下のもの）	1 0 0 %
	上記以外のもの	1 0 %
条例第 2 条第 3 項第 8 号から第 1 0 号に掲げるもの		1 0 0 %
条例第 2 条第 3 項第 1 1 号に掲げるもの		5 0 %
条例第 2 条第 3 項第 1 2 号に掲げるもの	飲料用水道管（水道法によるものを除く。）	1 0 0 %
	農業用かんがい用水管（公共団体又は公共的団体が設けるものを除く。）	1 0 0 %

テレビ用アンテナ線		100%
駐車場	駐車場法第17条第1項に規定する都市計画において定められた路外駐車場	75%
	その他の駐車場	50%
自転車、原動機付自転車又は二輪自動車を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具		50%
無料で不特定多数に開放している公園、広場運動場及び駐車場及び自転車、原動機付自転車又は二輪自動車を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具		100%
花壇、掲示板、電光時計等で営利目的がなく道路の美化及び公衆の利便に著しく寄与する物件		100%
公共的団体が設ける有線電話柱、架空の電線又は用排水管		100%
公共用歩廊（アーケード）		80%
街灯、電柱等に添加（塗布を含む。）した看板		突出看板 25% 巻付看板 40%
占用物件でない電柱及び電話柱を支えている支柱及び支線		支柱若しくは支線の占用料又は支柱と支線の合計の占用料が電柱又は電話柱の占用料を超える額の 100%
道路管理者の設ける標識若しくは街灯又は公安委員会の設ける標識若しくは信号機を無償で添加している電柱又は電話柱		100%

電線共同溝、キャブ等に収容される電線類	20%
電線共同溝、キャブ等と一体不可分な変圧器等の地上機器	89%
有線音楽放送及び有線テレビジョン放送の架空線	占用料額の 90% ただし、昭和61年9月30日現在において道路法第32条第1項及び第3項の規定に基づく占用の許可を受けることなく道路を占用していたものは占用料額の68.5%
地上権等により道路敷の権限を無償で取得し道路を築造した場合の当該敷地内における当該土地所有者の設ける占用物件	100%
無線基地局	50%
沿道の民地等から出入りするため設ける通路	100%
自動運行補助施設（令和4年4月1日から令和13年3月31日までの間）	100%
その他	市長が適当と認める率